



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

Y A 生

◎地方公共團體ノ土木工事資材事務取扱要領ニ關スル
件

(發第二二三號
昭和十八年七月一日)

内務省國土局長

各地方長官殿

時局下土木事業用各種資材ノ需給統制強化ニ伴ヒ資材事務ハ愈々
其ノ緊要ノ度ヲ加ヘ其ノ内容モ頗ル複雑多岐ニ互リ之ガ取扱ヲ敏
速且適確ニ行ヒ資材ノ入手確保、其ノ重點的活用ヲ期スルニ非ザ
レバ事業ノ運営、工事ノ施行ニ多大ノ支障ヲ來スノ慮アルヲ以テ

今般別冊ノ通地方公共團體施行ノ土木工事ニ關スル資材事務取扱
要領ヲ制定シ今後ノ資材事務取扱ノ基準タラシメ以テ事業ノ圓滑
ナル遂行ニ資セムトス、仍テ爾今地方公共團體施行ノ土木工費用
ノ資材ニ付テハ左記事項御留意ノ上右取扱要領ニ據リ取扱ヲ爲シ
以テ事業ノ企畫及施行ニ萬全ヲ期セラレ度

追而本件ニ關シテハ内務大臣官房文書課長ト協議濟ニ付爲念

記

一、本取扱要領ハ昭和十八年七月以降ヨリ之ヲ實施ス

但シ

(イ) 取扱要領第二ノ規定ニ依ル需要調書ノ提出期限ハ本年度

法 令

ニ限リ七月十五日迄トス

(ロ) 取扱要領第四ノ規定ニ依ル調査表ハ本年度ニ限リ第二・四半期分ヨリ之ヲ實施シ、第二・四半期分及第三・四半期分共ニ其ノ提出期限ハ七月二十日迄トス

(ハ) 取扱要領第七ノ第一項、第二項及第三項ノ様式第十八ニ依ル入手狀況表ノ提出期限ハ本年度第一・四半期分ニ限リ七月二十日迄トス

(ニ) 取扱要領第七ノ第三項様式第十九ニ依ル入手狀況表ノ提出期限ハ本年度六月分ニ限リ七月二十日迄トス

二、地方公共團體施行ノ土木工事用資材ニ關スル當省ヨリノ從來ノ通牒等ニシテ本取扱要領ト抵觸又ハ重複スルモノハ廢止セラレタルモノトス

三、取扱要領第一ニ所謂「地方公共團體施行ノ土木工事」トハ地方費ヲ以テ施行スル土木工事ヲ指稱スルモノトシ沖繩縣振興事業、知事ノ施行スル特殊國道改良事業、北海道拓殖費支辨土木事業等ニ付テハ本取扱要領ヲ適用セズ

四、本取扱要領ニ依リ提出スベキ資材需要調書ニ關シテハ時局下各種資材ノ需給窮迫ノ情勢ニ鑑ミ戰力増強、國民生活安定ノ上眞ニ緊急重要ナル土木事業ニ重點ヲ集中シ其ノ施工法ニ就テモ幾ニ通牒セル戰時規格ニ基キ査定シタル上所要量特ニ翌年度以降所要量ヲ計畫的、合理的ニ計上スルコト

五、本取扱要領ニ依リ提出スベキ書類ハ敏速適確ヲ要スルヲ以テ特ニ正確ヲ期シ且期限ヲ嚴守スルコト

六、五大都市ヲ除ク市町村其ノ他ノ公共團體分ノ資材調書ハ凡テ管轄地方長官ニ於テ總括ノ上提出スベキコトニ相成リ居ルヲ以テ之ガ指導監督等ニ付充分ナル配慮ヲ爲スコト

◎地方公共團體ノ土木工事ニ關スル資材事務取扱要領

第一、地方公共團體(都廳府縣、市町村、市町村組合等)施行ノ土木工事ニ關スル資材事務ニ付テハ別段ノ定アルモノノ外本要領ニ依リ取扱ヲ爲スベシ

第二、地方長官(警視總監及樺太廳長官ヲ除ク以下之ニ同シ)及五大都市市長ハ既定繼續國庫補助土木事業ニ付テハ様式第一ニ依リ翌年度土木工事用主要資材需要調書ヲ毎年六月末日迄ニ提出スベシ

市町村其ノ他ノ公共團體(五大都市ヲ除ク以下之ニ同シ)施行ノ既定繼續ノ國庫補助土木事業分ニ付テハ管轄地方長官ニ於テ總括ノ上様式第二ニ依リ毎年六月末日迄ニ提出スベシ

第三、地方長官及五大都市市長ハ既定繼續ノ事業及維持修理工事ニ付テハ様式第三、新規事業ニ付テハ様式第四ニ依リ翌年度土木工事用主要資材需要調書ヲ毎年十月十五日迄ニ提出スベシ市町村其ノ他ノ公共團體分ニ付テハ管轄地方長官ニ於テ總括ノ上夫々様式第五及第六ニ依リ需要調書ヲ毎年十月十五日迄ニ提

出スベシ

前二項ノ各様式中木材ニ付テハ其ノ用途別内譯ヲ様式第七ニ依リ調製シ之ヲ添附スベシ

前各項ノ規定ニ依ル主要資材以外ノ各種資材ニ付テハ夫々様式第八乃至第十一ニ依リ需要調書ヲ提出スベシ

第四、普通鋼鋼材ニ關シテハ各々四半期ニ於ケル素材及製品別内譯希望數量調査表ヲ夫々様式第十二及第十三ニ依リ當該期ノ前

前期末迄ニ提出スベシ(機械ニ付テハ機械計畫生産實施要領ニ依ル)

第五、地方長官及五大都市市長第二乃至第四ノ規定ニ依ル調書ヲ提出シタル後資材需要量ニ増減アリタル場合ハ七日以内ニ夫々

様式第一乃至第十三ニ準ジ變更調書ヲ提出スベシ

第六、地方長官及五大都市市長當該年度ニ於ケル土木工費用主要資材ノ年間割當見込量ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ年間使用計

畫ヲ樹テ様式第十四ニ依ル計畫表ヲ十日以内ニ提出スベシ

市町村其ノ他ノ公共團體分ニ付テハ管轄地方長官ニ於テ前項ノ割當通知後直ニ市町村ニ對スル割當計畫ヲ樹テ様式第十五ニ依ル計畫表ヲ十日以内ニ提出スベシ

第七、地方長官及五大都市市長ハ土木工費用主要資材ニ付各々四半期毎ニ次期初月十日迄ニ様式第十六ニ依リ資材入手狀況表ヲ

提出スベシ

市町村其ノ他ノ公共團體分ニ付テハ管轄地方長官ニ於テ資材入手狀況表ヲ總括ノ上次期初月十日迄ニ様式第十七ニ依リ提出スベシ

前各項ノ規定ニ依ル主要資材以外ノ各種資材ニ付テハ夫々様式第十八乃至第二十二ニ依リ入手狀況表ヲ提出スベシ

第八、資材ニ付内務省ヨリ指定割當ヲ受ケタル工事ハ之ヲ第一種

工事ト稱ス

第一種工事ニ付割當アリタル資材ハ内務省ノ承認ヲ受クルニ非

ザレバ之ヲ他ノ工事ニ流用スルコトヲ得ズ但シ工事ノ情況ニ依

リ一時之ヲ他ノ工事ニ融通スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九、普通鋼鋼材(素材、製品、機械)ノ總所要量二〇噸以上又

ハセメントノ總所要量二〇〇噸以上ノ工事ハ之ヲ第二種工事ト

稱ス

第十、重要ナル道路、橋梁、河川、港灣等ノ現存諸施設ノ維持修

理ニ必要ナル最少限度ノ工事ハ之ヲ第三種工事ト稱ス

第十一、第一種乃至第三種以外ノ工事ハ之ヲ第四種工事ト稱ス

第十二、本要領ニ依リ提出スベキ調書類ハ内務省國土局長ニ送付

スベシ(正副二通)

第十三、本要領ニ於テ五大都市ト稱スルハ大阪、京都、横濱、名

古屋、神戸ノ各市トス

様式第一

既定繰續(國庫補助)

昭和 年度府縣土木工用主要資材需要調書

都廳府縣名又ハ五大都市名

工種別

通番	工事名	工事期間	工務費 (事務費等 ヲ含ム)	普通鋼々材		セメント	木材	摘要
				計	計			
		自 至	() 圓	應	應	() 應	() 石	
計		年度						

◎調製要領

一、土木工用普通鋼鋼材、セメント及木材ニ付翌年度年間需要量ヲ土木工專戰時規格及重點主義ニ則リ嚴重査定ノ上之ヲ決定シ工種別(都市計畫、道路、橋梁、河川、砂防、災害復舊、水道下水道、港灣ノ九種別)ノ資材需要調書ヲ作成スルコト

二、「工事費」及「資材」ノ欄ニハ夫々
右ニ當該年度所要額
左ニ(翌年度以降總所要額)
ヲ記入スルコト但シ「普通鋼鋼材」欄中素材、製品、機械別ハ當該年度額ノミ記入シ翌年度以降額ハ計ノミ記入スルコト

三、「木材」ノ欄ニハ土木建築用材以外ニ船舶用材、枕木、電柱ノ需要アラバ之ヲモ含ミ計上スルコト(枕木、杭丸太、電柱等ノ本數計算ノモノハ石數ニ換算シテ計上シ、製材ニ付テハ素材ニ換算シテ計上スルコト、素材換算率ハ六〇%トス)

四、「摘要」ノ欄ニハ資材ノ使用箇所等資材需要ニ關シ當該工事ニ付特記スベキ事項アラバ之ヲ記入スルコト

様式第二

既定繼續（國庫補助）

昭和 年度市町村土木工事に用主要資材需要調査

都 廳 府 縣 名

工 種 別

計				通番	市町村名	工事箇所名	工 事 期 間 自 至 年 年 度 度	工 事 費 （事務費等ヲ含ム） 圓	普 通 鋼 々 材			計 （噸）	セメント （噸）	木 材 （石）	摘 要	
									材 應	製 品 應	機 械 應					

◎調製要領

一、概ネ様式第一ノ調製要領ト同一要領ニテ記載スルコト

様式第三

既定繼續及維持修理

昭和 年度府縣土木工事に用主要資材需要調査

都 廳 府 縣 名 又 ハ 五 大 都 市 名

工 種 別

法 令

通番	工事名	種別	國庫補助の有無		工事期間	工事費	普通鋼々材			セメント	木材	摘要	
			無	有			材	製品	機械				計
計					自 年度	() 圓				() 噸	() 噸	() 石	

◎調製要領

一、概々様式第一ノ調製要領ニ準ズルノ外左記諸點ニ則ルコト

二、「種別」ノ欄ニハ取扱要領第八乃至第十一ニ所謂種別ヲ記入ス

ルコト

三、「摘要」ノ欄ニハ資材ノ使用箇所等資材需要ニ關シ特記スベキ

事項アラバ之ヲ記入スルコト

四、記載ノ順序ハ第一種工事ヲ工事箇所毎ニ記入シ、次ニ第二種

工事ヲ工事箇所毎ニ記入シ、第三種及第四種ノ工事ハ夫々別箇

ニ一括シテ其ノ順序ニ記入スルコト但シ第三種及第四種ノ工事

五、取扱要領第二ノ規定ニ依リ提出アリタル國庫補助工事分ヲモ

含ミ之ヲ記載スルコト

六、維持修理ノ工事ニシテ第一種工事又ハ第二種工事中ニ含まル

ルモノアラバ之ヲモ併セ記載シ且「摘要」ノ欄ニ維持修理分ノ

資材數量ヲ明記スルコト

ニ付テハ「國庫補助ノ有無」、「工事期間」ノ欄ハ記載セザルコト

尚都市計畫ニ付テハ「工事箇所」ノ欄ニ路線番號、名稱ヲ併記

スルコト

様式第四

新規

昭和 年度府縣土木工事に主要資材需要調査

都府縣名又ハ五大都市名

工種別

通番	工事名 箇所	種別	目三 別項	工事期間 自 年度	工事費 圓	普通鋼々材			セメント	木材	摘要
						材	製	機			
計						應	應	應	應	石	

◎ 鋼製要領

一、概ネ様式第三ノ調製要領ニ準ズルノ外次ノ諸點ニ則ルコト

二、新規事業ハ原則トシテ左ノ諸號ニ該當スルモノニ限リ資材需

要量ニ付嚴重査定ヲ爲スコト

(1) 防空、國防其ノ他、戰爭遂行上必要已ムヲ得ザルモノ

(2) 生産力擴充上必要缺クベカラザルモノ

(3) 食糧政策、保健政策國民生活ノ安定確保等眞ニ政府ノ重要政

策上緊急措キ難キモノ

「三項目別」ノ欄ニハ前項(1)、(2)、(3)ノ別ヲ記入スルコト

三、管内圖又ハ都市一般圖ニ工種別ニ色別ヲ以テ工事箇所ヲ明示

シ調書ト對照シ得ル様調書通番ヲ附シテ添附スルコト(但シ都市計畫ヲ除キ第三種及第四種ノ工事分ハ不要)

四、調書ノ外工種別ニ工事箇所毎ニ設計概要書ヲ添附スルコト

(但シ第三種及第四種ノ工事分ハ不要)

五、工事ヲ必要トスル理由書(重要性、緊要性)ヲ詳細且具體的

ニ記述シテ工事箇所毎ニ添附スルコト(但シ第三種及第四種ノ

工事分ハ不要)

六、第三種ノ工事ハ凡テ既定分ニ記載スベキニ付本様式ニハ記入

ヲ要セズ

様式第五

既定繼續及維持修理

昭和 年度市町村土木工事用主要資材需要調書

都廳府縣名

工種別

計	通番	市町村名	種別	工事名	工事期間	工事費	普通鋼々材			計	セメント	木材	摘要
							噸	噸	噸				
					自年度	()圓				()噸	()石		

◎調製要領

一、概ネ様式第三ノ調製要領ト同要領ニテ記載スルコト

様式第六

新規

昭和 年度市町村土木工事用主要資材需要調書

都廳府縣名

工種別

通番	市町村名	種別	工事業所	三項目別	工期	工事費	素材	普通鋼々材	セメント	木材	摘要	
計					自年度	至年度 (圓)	噸	噸	噸	計	噸	石

◎調製要領

一、概ネ様式第三及第四ノ調製要領ト同一要領ニテ記載スルコト

様式第七

昭和 年度土木工事用木材用途別希望數量調査表

都廳府縣名又ハ五大都市名

都廳府縣分 (又ハ市町村分)

河川	都市計畫	工種別		品種別		土木建築用材	枕木	ノクレオノト注入		同注入セザルモノ		計	船舶用材	摘要
		素	素	素	素			素	素					
		石	材	般	材	製材	合	計	枕木	ノクレオノト注入	同注入セザルモノ	計	船舶用材	摘要
		(本)	石	丸太	材									
		石				製材	合	計	枕木	ノクレオノト注入	同注入セザルモノ	計	船舶用材	摘要
		石				製材	合	計	枕木	ノクレオノト注入	同注入セザルモノ	計	船舶用材	摘要
		石				製材	合	計	枕木	ノクレオノト注入	同注入セザルモノ	計	船舶用材	摘要
		石				製材	合	計	枕木	ノクレオノト注入	同注入セザルモノ	計	船舶用材	摘要

法令

計	災	砂	道	橋	水	下	港灣 (海岸ヲ 含ム)
	害	防	路	梁	道	道	道

註 一、夫々都廳府縣分及市町村分別ニ一括シテ調製スルコト

一、杭丸太ハ本數及換算石數ヲ記入スルコト

一、製材ハ素材ニ換算シテ計上スルコト(素材換算率六〇%)

様式第八

昭和 年度第 四半期分(昭和 年 月 日現在)

都廳府縣名又ハ五大都市名

土木工事用火藥類配給申請總括表

例	專業種別	專業場所	例	工種	火藥類ノ種類	所要數量	前前期使用實績	買入火藥商ノ住所氏名
例	道路工事		例	切取石材採取	膠質ダイナマイト	箱	箱	

… 隧道工事
… 堰堤工事
… 港灣工事

隧道
堰堤石材採取
岩石障害物除却

カーリット
黒色火薬
導火線
工事雷管
電氣雷管
段發電氣雷管
電氣導火線
導爆線

〃 米 〃 〃 發 米 〃 〃

〃 米 〃 〃 發 米 〃 〃

註 一、本表ハ都廳府縣分及五大都市分ノミトシ各需要廳ヨリ直接提出スルコト

二、記載順位ハ必ず緊急順位トシ且火薬需要申込書添付スルコト

三、工化品ノ内導火線ハ火薬一函ニ付一五〇米、工事雷管ハ一五〇發ヲ標準トスルコト

四、提出期間ハ前期初月十五日迄トス

様式第九

昭和 年度第 四半期 昭和 年 月 日

都廳府縣名又ハ五大都市名

土木工專用瀝青(瀝青乳劑)需要量調査

摘

要

用	途	工 事 箇 所	需 用 量
… 瀝青鋪裝 … 修理用		… 國道 … 市地内	

施行延長

同上幅員

平方米當量

アスファルト舗装	府縣道
………修理用	………市地内
………	………
………	………
………	………
………	………
計	

註 一、本表へ都廳府縣分及五大都市分ノミトシ各需要廳ヨリ直接提出スルコト

二、瀝青及瀝青乳劑ハ各別紙トスルコト

三、提出期限ハ前期ノ中ノ月十五日迄トス

様式第十

昭和 年度土木工事用潜水服需要量調査

都廳府縣名又ハ五大都市名

工 事 名	潜 水 士 要 員 數	規 格 需 要 量 摘 要
	人	

註 一、提出期限ハ前年度二月末日迄トス

様式第十一

昭和

年度土木工専用湧水ホース需要量調査

都廳府縣名又ハ五大都市名

工 事 名 潜 水 土 要 員 數 規

格 需 要

本 量

要

註 一、提出期限ハ前年度二月末日迄トス

法 令

法令

油井用	鋼		材線		高級仕上鋼板	珪素鋼板	ブリキ板	薄板							
	罐用一般用HCK	瓦斯管		特殊線材				普通線材	罐用鋼板	耗上	六以		耗滿		六未
		1/4吋以上	1/4吋以下							普通鋼板	仕上鋼板	縹鋼板	普通鋼板	仕上鋼板	縹鋼板

備 考	普通鋼々材計 ◎	管						
		再 生 管	水 道 鋼 管	鋼 管 柱	帶 鋼 熔 接 管	薄 鋼 電 線 管	厚 鋼 電 氣 管	瓦 斯 容 器 用

註 一、船用鎖ハ素材扱トス

二、取扱要領第八乃至第十一ノ規定ニ依ル種別毎ニ一括シテ調製スルコト

様式第十三

鐵鋼割當數量用途別内譯希望數量調査表

様式第十四

昭和 年度土木工専用主要資材年間使用計畫表

工種別

都廳府縣名又ハ五大都市名

通 番 種 別	三項目別	工 事 名	普通鋼々材		セメント		木 材	摘 要
			昭和何年 度所要量 應	配 當 量	昭和何年 度所要量 應	配 當 量		
計							石	

◎調製要領

- 一、概ネ様式第三及第四ノ調製要領ニ準ズルノ外左記諸點ニ則ルコト
- 二、「摘要」ノ欄ニハ年間配當ニ關シ當該工事ニ付特記スベキ事項アラバ之ヲ記入スルコト
- 三、普通鋼々材トハ素材、製品、機械ノ三者ヲ含ム

様式第十五

昭和何年度市町村土木工専用主要資材年間割當計畫表

都廳府縣各

工種別

通番	村市名町	普通鋼々材		セメント		木材	摘要
		昭和何年度 所要量	割當量	昭和何年度 所要量	割當量		
計		吨	吨	吨	吨	石	

◎調製要領

- 一、指定分へ工事箇所毎ニ、其ノ他ノ分へ市町村毎ニ夫々一括シテ計上スルコト
- 二、其ノ他様式第十四ニ準ズ

法 令

様式第十六

昭和何年度第 期土木工專用主要資材入手狀況表

都廳府縣名又ハ五大都市名

工種別

通番	種別	工事名	總所要量		當該年間		既入		期未		資材上		豫算上		進來形		摘要		
			割當量	總量	割當量	總量	割當量	總量	割當量	總量	進抄率	進抄率	進抄率	進抄率					
			七	コ	七	コ	七	コ	七	コ	七	コ	七	コ	七	コ	七	コ	

◎調製要領

- 一、概ネ様式第三ニ準ズルノ外次ノ諸點ニ則ルコト
- 二、コ、セ、トハ夫々鋼材(素材、製品、機械)セメントヲ指ス
- 三、「總所要量」ノ欄ニハ當該工事ニ付全工事ニ必要ナル所要量ノ
- 四、「既割當總量」ノ欄ニハ當該工事ニ付各年度各期ヲ通ジテ割當ヲ受ケタル數量ノ總計、「既入手總量」ノ欄ニハ同ジク入手量ノ總計ヲ記入スルコト
- 五、「第 期入手量」ノ欄ニハ當該期ノ期間中ニ於テ入手セル數量ヲ記入スルコト

總額ヲ記入スルコト

ヲ記入スルコト

六、「未入手總量」ノ欄ニハ當該期終了迄ニ入手ニ至ラザリシ數量ノ總計ヲ記入スルコト

七、割當證明書ノ整理ニ依リ無効トナリタル資材ハ未入手量中ニ算入セズ摘要欄ニ其ノ數量ヲ括弧書スルコト

八、「資材上進捗率」ノ欄ニハ當該資材ニ付總所要量ニ對スル使用濟量ノ比率、「豫算上進捗率」ノ欄ニハ總豫算額ニ對スル支出濟

様式第十七

昭和 年度第 期市町村土木工用主要資材入手狀況表

工種別

都 廳 府 縣 名

通 番	種 別	市町村名	工 事 名	總 所		既 割		何 期		何 期		未 入 手		在 庫 量	資 材 上		出 來 形		摘 要
				要 量	應	割 當	量	割 當	量	手 入	量	總 量	手 入		進 捗	率	進 捗	率	
				セ	コ										セ	コ			
				セ	コ										セ	コ			
				セ	コ										セ	コ			
				セ	コ										セ	コ			
				セ	コ										セ	コ			
				セ	コ										セ	コ			
				セ	コ										セ	コ			

◎調製要領

一、調製要領ハ概ネ様式第十五及第十六ノ調製要領ニ準ズルコト

昭和 年 月 日現在（毎期末）

昭和 年度第 期分土木工事業用火薬類入手状況表

都廳府縣名又は五大都市名

事業種別	火薬ノ種類	期別	割當量		入手数量	入手済月日	摘要
			數	量			

註 一、提出期限ハ次期初月十日迄トス

様式第十九

都廳府縣名又ハ五大都市名

昭和 年度 月分 瀝青及瀝青乳劑入手狀況表

第 期 割 當 量	入 手 量	未 入 手 量	備 考
<p style="text-align: right;">吨</p>	<p style="text-align: right;">吨</p>	<p style="text-align: right;">吨</p>	

備考

前月迄ノ

- 一、配 當 量
- 二、入 手 量
- 三、未入手量

吨 吨 吨

註 一、提出期限ハ翌月十日迄トス

法 令

様式第二十

昭和 年度上(下)期土木工事用木材入手状況表

都廳府縣分(又ハ市町村分)

都廳府縣名又ハ五大都市名

品種別	工種別		枕木	電柱		船舶用材	摘要
	一般素材	素材		ノクレオソノモノノ注入	同注入セザルモノ		
都市計畫	石						
河川	(石)						
災害復舊							
砂防							
道路							
橋梁							
水道							
下水							
港灣(海岸ラ含ム)							
計							

註 一、夫々上期及下期毎ニ調製シ當該期末(九月末日又ハ三月末日)現在ニ依リ次期初月十日迄ニ提出スルコト

一、夫々都道府縣分及市町村分別ニ調製スルコト

一、枕丸太ハ本數及換算石數ヲ記入スルコト

一、製材ハ素材ニ換算シテ計上スルコト(素材換算率六〇%)

◎軌道運賃割引規程施行停止ニ關スル件左ノ通り定ム

(鐵道省令第二十六號)
昭和十八年七月三日

鐵道大臣 八 田 嘉 明

附 則

本令ハ昭和十八年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

◎軌道法に依る申請に對する處分

東 京 府

東京市營 假線使用期限延期認可

東京市申請に係る標記の件右東京施行に係る都市計畫道路新設
工事遅延の爲期限延期せんとするの件右は六月廿日附監第一一〇
〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東 京 府

東京市營 軌道敷設特許認可

東京市申請に係る標記の件は時局下帝都交通輸送の増強を圖る
爲板橋區 自板橋町六丁目 間外四區間に軌道敷設特許するの件は六
月二十日附監第一二〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり

東 京 府

東京急行電鐵 溝ノ口線二子橋設假工事施行認可

東京急行電鐵申請に係る標記の件は昭和十八年四月五日附監第五

法 令

五〇號を以て認可を得たる工事方法一部變更の件中二子橋補強用
鋼材(五五底)入手に相當の日時を要するを以て一時横桁を補強し
運轉實施するの件は六月三日附を以て監第一一九一號を以て内務
鐵道兩大臣より認可ありたり。

東 京 府

東京急行 軌道假設工事認可

東京急行申請に係る標記の件は曩に昭和十八年四月五日附監第五
五〇號を以て認可を得たる溝ノ口線に大井町線車輛乗入に伴ふ工
事方法變更工事は資材入手並に用地買収等に日時を要するを以て
一部假設工事を施行し輕車輛のみを以て乗入運轉の實施を計らん
とするの件右は六月三十日附監第一一九二號を以て内務鐵道兩大
臣より認可ありたり。

京 都 府

京都市營 軌道工事方法變更認可

京都市營申請に係る標記の件は曩に昭和十七年九月二十九日監
第二二〇八號を以て認可並に通牒を得たる第一號線 自百萬遍
間軌道工事に關し京福電鐵叡山線との交叉方法は兩者傍線と
して交叉致し尙停留場安全地帯並に横斷排水渠は通牒に基き各々
設置することとし高野上開町停留場は移設田中大久保町停留場は
廢止せんとする件右は七月七日附監第一一〇三號を以て内務鐵道
兩大臣より認可ありたり。

大阪府

坂堺電鐵 軌道工事方法變更認可

坂堺電鐵株式會社申請に係る標記の件は軌條の繼目を變更せんとするの件は六月二十二日附監第一一〇八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 軌道線路工事方法變更認可

大阪市營申請に係る標記の件は客年四月十四日監軌第二四一號一通牒に依り西野田櫻島線終點に於ける假設電車木柱を本施設に變更せんとするの件は六月二十二日附監第一一〇四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市營申請に係る標記の件は松島安治川線及九條中之島線中本田一丁目交叉點の軌條は磨耗甚しきを以て之れを更新し併せて兩線の連絡線たる松島九條線は操車の關係上之れを撤去し尙松島中之島線は曲線半徑を縮少し車輛運轉の萬全を計らんとするの件は六月二十二日附監第一一〇二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營(高速度軌道) 軌道假設物設計變更認可

大阪市營高速度軌道申請に係る標記の件は第二號 自山王町一丁目 間殘部工事竣功に伴ひ巖に難波天王寺間開通に依り天王寺停留場を爲したる假車止設備を九一米〇一二(新假設車止中心線路程一四籽六八九五〇〇) 移轉するの件右は六月二十二日附監第一一〇九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市營申請に係る標記の件は堂島大橋線中堂島大橋福島西通兩停留場間延長五四〇米は交通量の激増に伴ひ軌道の破損甚しきを以て軌條及道床並鋪裝を更新し車輛運轉の萬全を計らんとするの件は六月二十二日附監第一一〇一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

山陽電氣 假設物使用期限延期認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は須磨寺境川間工事竣功の遅延に因るの件右は六月二十二日附監第一一〇七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

山陽電氣軌道株式會社 軌道假設物使用期限延期認可

山陽電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は須磨寺境川間の工事竣功の遅延の爲期限延期せんとする件右は六月二十二日附監第一

一一〇六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。
兵庫縣

阪神電氣鐵道株式會社 軌道工事方法一部變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は尼崎市施行に係る都市計畫道路の開設に伴ひ該交叉ヶ所に踏切道を新設し附近小踏切道を廢止せんとするの件右は七月二日附監第一二二三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

新潟縣

新潟電 軌道線車輛設計變更認可

新潟電鐵申請に係る標記の件は車輛銅集電子を炭素集電子に變更するの件は六月二十二日附監第一一〇五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

三重縣

神都交通株式會社 工事方法一部變更認可

神都交通株式會社申請に係る標記の件は二見線直接箇所至於ける單柱式區間の支持物補強工事を施行せんとする件右は六月二日附監第九五六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

三重縣

神都交通株式會社 工事方法一部變更認可

神都交通株式會社申請に係る標記の件は二見線直線箇所至於ける單柱式區間の支持物補強工事を申請せんとする件右は六月二日

附監第九五六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。
静岡縣

駿豆鐵道 軌道鋪裝工事方法變更認可

駿豆鐵道株式會社申請に係る標記の件は曩に提出せる書類中不備事項左記の通訂正す 一、鋪裝石厚八五耗を九〇耗に 二、境界石の「コンクリートブロック」を花崗岩に 二複線區間の鋪裝設計添付等に訂正するの件右は六月三日附監第九五四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

富山縣

神岡水電株式會社 軌道工事方法變更並特殊設計認可

神岡水電株式會社申請に係る標記の件は隣接三井鐵山株式會社神岡鑛業所産の硫酸を當社軌道により運搬の爲硫酸タンク（特殊設計）十輛を新設せんとするの件右は五月二十七日附監第九一〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島縣

藝南電氣軌道株式會社 工事方法書記載事項一部變更認可

藝南電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は近時海軍工員増加に依り乗客激増せし爲在來の水銀整流器のみにては圓滑なる運轉困難なるに付硝子製水銀整流器（容量一五〇KW）貳臺を増設せんとするの件右は六月二日附監第九五五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。